

盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は「盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】策定業務委託」（以下「本業務」という。）について、まちづくりの計画に関する高度な知識と豊富な経験を有し、価格の安さだけでなく優れた提案を行う事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 名称

盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】策定業務委託

(2) 業務目的

平成14年度に当初策定し、平成18年度の玉山地区合併を受け平成22年3月に第1回目の変更を行っている盛岡市都市計画マスタープラン（以下「現計画」という。）について、関連計画の策定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、現計画の地域別構想（15地域）の見直しを行う。

全体構想の方針（令和3年度改定予定）を踏まえ、地域ごとの現況や特性、課題を整理し、市内15地域におけるまちづくりの方針を取りまとめ「盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】」の策定支援を行う。

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 委託者

盛岡市

(5) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

(6) 提案上限額

10,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 提案者の資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元・2・3年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格を有し、盛岡市建設関連業務委託登録名簿の「土木関係コンサルタント業務 甲、乙、丙」に登録している者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを

受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 直近2年間の国税(法人税, 事業税, 消費税及び地方消費税等)及び盛岡市税を滞納していない者であること。

(6) 事業者の代表者, 役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等, その経営に関与する者(以下「役員等」という。)が, 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7) 参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に, 盛岡市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告による入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(8) 過去5年間(平成28年4月1日から令和3年3月31日まで)において, 同種又は類似した業務を元請として受注した実績を有する者であること。

同種業務	市町村都市計画マスタープラン又は都市計画区域マスタープランの作成・見直し・検討業務
類似業務	立地適正化計画, 市町村総合計画等の都市計画やまちづくりに関する基本的な計画の作成・見直し・検討業務

(9) 次の条件を満たす管理技術者, 照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお, 各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。

① 管理技術者

- ・技術士(総合技術監理部門又は建設部門: 都市及び地方計画), RCCM(都市計画及び地方計画)又は認定都市プランナーの資格を有する者とする。
- ・過去5年間(平成28年4月1日から令和3年3月31日まで)において, 地方公共団体発注の都市計画マスタープラン策定業務と同種又は類似した業務の実績があること。

② 照査技術者

- ・技術士(総合技術監理部門又は建設部門: 都市及び地方計画), RCCM(都市計画及び地方計画)又は認定都市プランナーの資格を有する者とする。
- ・照査技術者は, 管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

③ 主たる担当技術者

- ・資格を問わないが, 計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とし, 照査技術者を兼ねることができない。

4 提出書類及び提出期限等

本公募型プロポーザルへの参加を希望するものは, 次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

必要書類は盛岡市公式ホームページから入手すること。

項番	提出書類	様式	部数
----	------	----	----

1	プロポーザル参加意向申請書	様式第1号	1部	
2	提案者情報書	様式第2号	8部	
3	業務実績書 ※測量調査設計業務実績情報サービス（以下「テクリス」という。）の業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書（任意様式）を添付	様式第3号		
4	業務実施体制図	様式第4号		
5	予定技術者経歴書（管理技術者，照査技術者，主たる担当技術者） ※資格証明書の写しを添付	様式第5号～様式第7号		
6	提案書（添書）	様式第8号		
7	提案書	実施方針	様式第9号	8部
8		実施手順	任意書式	
9		業務工程表	任意書式	
10		評価テーマ1～2（提案課題）	様式第10号～様式第11号	
11	見積書（提案上限額（消費税等込み）以内の見積金額を記載のこと）	任意書式	1部	
12	見積内訳書（項目，数量，単価等がわかるように記載のこと）	任意書式		
13	質問書	様式第12号	—	

(2) 参加意向申請書等の提出

項目	内容
提出期限	令和3年5月19日（水）正午まで【必着】
提出先	郵便番号 020-8532 盛岡市津志田14地割37番地2 盛岡市役所都南分庁舎2階 盛岡市都市整備部都市計画課宛
提出方法	次のいずれかの方法で提出すること。 ア 持参 イ 簡易書留，レターパック又はゆうパックでの郵送による。 ※郵送の場合，提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。 ※送料は提案者の負担とする。 ※市は，郵送および宅配中の破損，遅延などの責任は負わないものとする。
留意事項	本プロポーザル方式による事業者選定への参加は，参加意向申請書（様式第1号）の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお，参加表明後に参加を辞退する場合は，辞退届（任意様式）を令

	和3年5月19日（水）正午までに電子メールアドレス宛てにワードファイルで送信し提出のこと。 電子メール toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp
--	---

(3) 提案書等の提出

項目	内容
対象者	プロポーザル提案資格を有するものとして認められ、市から「プロポーザル関係書類提出要請書」により要請を受けた者
提出期限	令和3年6月1日（火）正午まで
提出先	郵便番号 020-8532 盛岡市津志田14地割37番地2 盛岡市役所都南分庁舎2階 盛岡市都市整備部都市計画課宛
提出方法	次のいずれかの方法で提出すること。 ア 持参 イ 簡易書留，レターパック又はゆうパックでの郵送による。 ※郵送の場合，提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。 ※送料は提案者の負担とする。 ※市は，郵送および宅配中の破損，遅延などの責任を負わないものとする。

5 提案書及び見積書について

(1) 提案書の書式等について

- ① 提案書の書式は，文字フォントをMS明朝体，文字サイズを10ポイント以上とし，A4版・縦型・横書きの印刷物で，「(2)提案書記載事項」における各項目の記載ページ数の上限を超えない範囲とする。
- ② 本手続において使用する言語，通貨及び単位は，日本語，日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。
- ③ 提案書は，専門的な知識を持たない者でも理解できるよう，分かりやすい表現とすること。なお，やむを得ず専門用語を使用する場合には，一般用語を用いて脚注を付記するなど，理解しやすいものとする。
- ④ 評価の公平性を保つため，提案書には，提案者を識別できる情報（社名，ロゴ，製品名等）を含んではならない。

(2) 提案書記載事項

① 実施方針

項目	内容
様式	様式第9号
ページ数	2ページ以内に記載すること。

記載内容	業務の実施に係る体制，発注者と受注者の役割分担・調整方法など業務成果の品質向上に資する観点を含んだ業務実施方針を記載すること。
------	---

② 実施手順

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	A 4 用紙 1 ページに記載すること。
記載事項	どのような手順，方法をもって業務を進めるかを記載すること。

③ 業務工程表

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	A 4 用紙又は折込み A 3 用紙 1 ページに記載すること。
記載内容	本業務の工程計画をバーチャートなどで記載すること。

④ 評価テーマ 1～2（提案課題）

項目	内容	
様式	様式第10号～第11号	
ページ数	各テーマ 2 ページ以内とする。なお，2 ページにまたがる場合は片面印刷とし，左上1か所綴じとすること。	
記載内容	テーマ 1	「地域住民意見の把握」について
	テーマ 2	「住民意見の構想案への反映」について

(3) 見積書等の記載事項

項目	内容
様式	任意様式
ページ数	各様式 1 ページに記載すること。
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書には，会社名，代表者名を記入し，代表者印を押印すること。 ・提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内の見積金額を記載のこと。 ・見積内訳書について，項目，数量，単価，諸経費等がわかるように記載のこと。

6 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは，次の各号のとおりとする。

- (1) 提出書類は，本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (2) 提出期間終了後は，市の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出書類の提出後，本市の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。

- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合又は開示等の際に複製を作成することがある。
- (7) 提出書類は、盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）に基づき、開示等をする場合がある。
- (8) 提案者から提出された従業員等の個人情報は本プロポーザル実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。なお、当該個人情報の取扱いは盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）に従う。

7 選定に係る日程

項番	手続き	日程
1	募集の公告	公告の日～令和3年5月19日（水）
2	質問受付	公告の日～令和3年5月12日（水）
3	質問回答	令和3年5月14日（金）予定
4	参加意向申請期限	令和3年5月19日（水）
5	（1次審査・結果通知） プロポーザル関係書類提出要請	令和3年5月24日（月）までに通知予定
6	提案書の提出期限	令和3年6月1日（火）
7	2次審査（提案審査）	令和3年6月4日（金）予定
8	評価結果通知	令和3年6月9日（水）予定
9	随意契約	令和3年6月21日頃を予定

8 質問及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書（様式第12号）に必要事項を記入の上、電子メールによりワードファイルで送信し提出のこと。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(1) 質問受付期間 令和3年5月12日（水）正午まで

(2) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和3年5月14日（金）（予定）までに、盛岡市公式ホームページへ掲載し公表する。

※類似同様の質問については、まとめて一つの回答とする。

※事業者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

(3) 電子メールアドレス toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp

9 選定方法

本プロポーザル評価委員（盛岡市都市計画マスタープランの策定にあたり連携を要する関係部課等の市職員複数名）により、本プロポーザルの評価基準に従い評価を行う。

(1) 1次審査（書類審査）：プロポーザル提案資格確認ほか

項目	内容
確認手順	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された参加意向申請書等を基に、資格要件の確認を行う。 ・参加者が5者以下の場合は、資格要件の審査のみ実施する。 ・参加者が6者以上の場合は、書類審査を実施し、5者以内に選考する。 ・提案者が1者であっても、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、本プロポーザルは実施する。
結果通知	<p>1次審査終了後は、速やかに参加意向申請者全員に審査結果を通知する。 また、提案資格を有する者には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を通知する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。</p>

(2) 2次審査（提案審査）

項目	内容
実施日	令和3年6月4日（金）予定
実施場所	盛岡市津志田14地割37番地2 盛岡市役所都南分庁舎
出席者	管理技術者を含む2名以内
説明時間	1者につき質疑応答をあわせて30分以内 （提案内容の説明10分、質疑応答10分、準備・後片付け10分）
内 容	ヒアリング（プレゼンテーション）
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書に基づくプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を予定（場所は盛岡市役所都南分庁舎）しているが、ウェブ会議システム（市側でTeams又はZoomによる会議室を設定予定）となる場合がある。（ウェブ会議の場合、システム環境や通信環境は参加者側で御用意ください。） ・別表に定める評価基準に従い採点を行う。 ・審査の順番は、原則として提案書類の提出順とは逆の順番で行うものとする。 ・総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。 ・プロポーザル参加者が1者のみの場合で、各評価委員の評価点を合算した値が最低基準点（各評価委員の持ち点を合算した値（満点）の5割）を満たすときは、当該者を契約候補者として選定する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布など事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、説明の補足用としてパワーポイント等の利用は可とする。なお、説明の補足資料（データ）は事前に担当部署に提出して確認を受けること。 ・評価の公平性を保つため、上記データ資料には提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションに使用する機器（パソコン、プロジェクタ、スクリーン）は、市が準備する。ただし、それらを使用するための準備及び後片付けに要する時間は10分以内とする。 ・プレゼンテーションでの発言内容は録音させていただくこととする。
--	--

10 評価結果の通知

評価結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。なお、契約候補者及び次点順位者については、盛岡市公式ホームページにおいて公表するものとする。

11 担当部署との協議

契約候補者として特定された者は、契約締結に向けて細目について担当部署と協議を行う。協議に際しては、必要に応じ契約候補者の提案に対し修正を求めることができることとし、契約候補者は誠実に協議に応じなければならない。

なお、契約候補者として特定された者が契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行う。

12 評価基準等

(1) 本プロポーザル評価委員（盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】の策定にあたり連携を要する関係部課等の市職員複数名）は、別表に定める評価基準に基づき、提案を評価項目ごとに採点するものとする。

(2) 評価対象者の選定について

① 本プロポーザルに参加意向申請書を提出した者（以下「参加表明者」という。）が5者を超える場合は、評価基準における「参加表明者等の経験及び能力に関する事項」の採点の合計点により、上位5者を評価対象者として選定する。

② 評価対象者の選定において採点の合計点が同点の場合は、配置予定管理技術者の業務実績の評価点の上位順とし、それでも選定できない場合は、配置予定主たる担当技術者の業務実績の評価点の上位順とする。

③ 前号の規定により順位が決定できないときは、提案者情報書に記載する技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）の数で順位を決定する。

(3) 2次審査（提案審査）の評価方法について

① 提案審査は、上記9(2)評価方法により実施し、別表に定める評価基準に従い採点を行う。

② 評価基準の「提案に関する事項」と「ヒアリングに関する事項」の評価点は、審査に参加した委員の平均により算出する。なお、平均点は少数点2桁以下を切り捨てた数値とする。

③ 総合評価点（合計点）が最も高い者を契約候補者、次に総合評価点が高い者を次点順位者として選定する。

④ 各提案の合計点を算出したときに同点の者があった場合は、評価項目「提案に関する事項（各テーマと提案全体）」の合計点が高い者を上位とし、それでも選定できないときは見積金額がより安価である者を上位者とする。

- ⑤ 前号の規定により順位が決定できないときは、委員長が順位を決定する。
- ⑥ 評価は非公開により実施する。

13 その他

- (1) 参加者は、本要領等に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。単体での企業法人を前提とするが、業務の一部について再委託することは可能とする。
ただし、再委託の相手方も提案者同様の資格要件を満たすものとする。
また、主たる業務（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断）の再委託は認めないほか、本プロポーザルに参加した他の提案者への再委託についても認めない。
- (3) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 参加者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本市と協議した上で決定するもので、事業者の特定をもって、提案者の提案内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (6) 次のいずれかに該当した者は失格とする。
 - ①虚偽の記載をした者
 - ②参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
 - ③本件プロポーザルを公告した以後、評価委員又は当該業務に関する者に接触を求めた者
 - ④見積額が提案上限額を超える者
 - ⑤提出書類に虚偽の記載をしたと市が判断した場合には、提案書等を無効とする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本プロポーザルの日程やヒアリング方法等の必要な項目の変更を行う場合がある。

14 担当部署

- (1) 郵便番号 020-8532
- (2) 住所 盛岡市津志田14地割37番地2
- (3) 担当課 盛岡市都市整備部都市計画課
- (4) 電話番号 019-601-2718
- (5) ファックス 019-637-1919
- (6) 電子メール toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp

(別表) 評価基準

A) 参加表明者等の経験及び能力に関する事項

評価項目		評価の着目点		評価点
		判断基準		
経験及び能力	参加表明者の 専門技術力	業務実績	(様式第3号) 過去5年間の同種又は類似業務の実績を評価する。 ア：平成28年度以降の同種業務実績 イ：平成28年度以降の類似業務実績	4
	配置予定管理技術者の 経験及び能力	資格要件	技術者資格等	(様式第5号) 管理技術者の資格を次の順位で評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又は認定都市プランナー ② RCCM（都市計画及び地方計画）
専門技術力		業務実績	(様式第5号) 過去5年間の同種又は類似業務の実績を評価する。 ア：平成28年度以降の同種業務実績 イ：平成28年度以降の類似業務実績	4
情報収集力		地域精通度	(様式第5号) 平成28年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無については次の順位で評価する。なお、業務実績は、同種又は類似業務で、政令市、市町村が発注した契約金額100万円を超える業務（元請のみ）を対象とする。 ① 盛岡市内における業務実績あり。 ② 岩手県内における業務実績あり。 ③ 上記に該当しない場合は加点しない。	①3 ②2 ③加点しない
配置予定照査技術者の 経験及び能力	資格要件	技術者資格等	(様式第6号) 照査技術者の資格を次の順位で評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又は認定都市プランナー ② RCCM（都市計画及び地方計画）	①3 ②1

配置予定主たる担当技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等 (様式第7号) 配置予定主たる担当技術者の資格を次の順位で評価する。 ① 技術士(総合技術監理部門又は建設部門:都市及び地方計画)又は認定都市プランナー ② RCCM(都市計画及び地方計画) ③ 上記以外は加点しない。	①3 ②1 ③加点しない
	専門技術力	業務実績 (様式第7号) 過去5年間の同種又は類似業務の実績を評価する。 ア:平成28年度以降の同種業務実績 イ:平成28年度以降の類似業務実績	4
合計			24

B) 価格に関する事項

価格点	$10 \times (1 - \frac{\text{【提案価格】}}{\text{【提案上限額】}})$ ※提案価格(税込)は、見積金額に10%を加算し、1円未満の端数は切り捨てた額とする。 ※価格点は、上記計算式の小数点以下を切り捨てた数値とし、上限を10点とする。	10
-----	--	----

C) 提案に関する事項(実施体制・方針等)

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
実施体制	執行体制, 人員配置の妥当性 <業務実施体制図> <予定技術者経歴書>	業務実施にあたり, 人員配置や体制など十分な配慮を行っているか。	5
実施方針	業務理解度 <提案書(実施方針)>	目的, 条件, 内容の理解度が高く, 重要事項等に関する指摘があるか。	5
	照査における手法・工夫等 <提案書(実施方針)>	業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査において, 具体的な手法・工夫等が図られているか。	5

実施手順	実施手順の妥当性 ＜提案書（実施手順）＞	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く，工夫が図られているか。	5
実施工程	工程の妥当性 ＜提案書（業務工程表）＞	業務実施工程が妥当であり，確実な業務の遂行が見込まれるか。	5
小計			25

D) 提案に関する事項（各テーマと提案全体）

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
①「地域住民意見の把握」について	的確性	地域特性等との整合性が高いか。 着眼点，問題点，問題解決方法等の内容が優れているか。	20
	実現性	提案の内容を裏付ける類似実績等が明示されているか。 提案内容に説得力があり実現性があるか。 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえた適切な方法になっているか。 多様な世代の意見を聴く方法になっているか。	20
②「住民意見の構想案への反映」について	的確性	地域特性等との整合性が高いか。 着眼点，問題点，問題解決方法等の内容が優れているか。	20
	実現性	提案の内容を裏付ける類似実績等が明示されているか。 提案内容に説得力があり実現性があるか。 ①で聴いた意見を構想案に反映し，地域住民へフィードバックできる提案となっているか。	20
提案全体	テーマ間の整合	相互に関連するテーマ間の整合性が高いか。	10
	関連計画との整合	総合計画等の関連計画との整合性が高いか。	10
	提案の独自性	本市の現状等を適切に捉え，独自性の高い提案がされているか。	10
小計			110

E) ヒアリングに関する事項

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
プレゼンテーション	資料作成能力	提案資料は分かりやすく、説得力があるか。	5
	説明能力	説明が分かりやすく説得力があり、質疑に対して的確な対応ができるか。 ※時間を超過する提案内容の説明は評価点の減点対象とする。	5
	提案意欲	業務に取り組む積極性が感じられるか。	5
小計			15

【合計】 A+B+C+D+E	184
----------------	-----